平成２４年（フ）第１４９９号
埼玉県久喜市久喜東２丁目３番20号
債務者　菅原　紀元
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５３号
埼玉県朝霞市栄町２丁目10番45―211号
債務者　數野　典子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４９号
さいたま市西区大字三条町398番地４
債務者　青砥　りか
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９７号
埼玉県久喜市久喜東２丁目31番６号　レピュート東202号、旧住所千葉県野田市木間ケ瀬649番地５
債務者　難波由紀夫
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１２号
熊本県下益城郡美里町洞岳3933番地
債務者　石坂　節美
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６６号
熊本市南区近見町2473番地　メゾン近見103
債務者　原田　梨加
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４号
岩手県花巻市湯本第18地割179番地
債務者　佐藤　園子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１２７８号
埼玉県川口市元郷４丁目７番16号　アサヒコーポ101号
債務者　栗林マリアソレダッドこと　ヌブラマリア　ソレダッド
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２２号
さいたま市中央区上落合８―１―13　ラベンダーハイツ207、住民票上の住所さいたま市見沼区春岡１丁目31番地３　桐ハイツ101
債務者　松尾美佐子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９８号
埼玉県川口市差間３丁目３番45号　フィオーレ壱番館102、旧住所埼玉県川口市東川口４丁目４番29―305号　アーバンキャッスル東川口
債務者　柿沼　志保
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１８号
埼玉県鴻巣市吹上本町１丁目２番７―403号　グランデュール吹上
債務者　金子　達雄
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５７号
埼玉県白岡市千駄野1132番地５　スイートペアⅡ―201
債務者　田島　勝美
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８３号
埼玉県川口市東領家３丁目21番15号
債務者　山口　久美
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９８号
さいたま市桜区西堀６丁目３番28―205号
債務者　武田　国一
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９９号
埼玉県川口市大字安行吉蔵88番地の１　ディアス201号
債務者　餌取ひとみ（旧姓上山）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第８地割２番地18
債務者　佐々木喜貴
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午前９時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第４０号
北海道根室市光洋町４丁目38番地６　光洋団地４―２号棟105号
債務者　敦賀八栄子（旧姓二宮）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時15分
釧路地方裁判所根室支部